

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成22年7月13日(火)午後2時～午後3時50分

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

池上直美, 海野フミ子, 奥田都子, 糟屋江美子, 末木宏典, 中西丈治, 藤田美枝子, 望月弘敏(以上学識経験者), 熊田俊博, 福地繪子(以上弁護士), 片山良廣, 水谷美穂子(以上裁判官)

(事務担当者)

太田雅夫(事務局長), 竹下慶(裁判官), 森下賢一(首席家庭裁判所調査官), 青木克仁(家事首席書記官), 吉山博仁(少年首席書記官), 渋谷真理子(次席家庭裁判所調査官)

(庶務)

池田友(総務課長)

4 議 事

(1) 今回のテーマである少年に対する就労支援について意見交換を行う前提として, 事務担当者から非行少年をめぐる就労支援として保護観察所, 少年院, 児童相談所及び児童自立支援施設の就労支援について説明した。併せて児童養護施設退所者等の就労支援事業について, 県職員である委員から補足説明があった。

続いて, 家庭裁判所における就労支援及び教育的措置について事務担当者が説明し, 補導委託先の数や更生保護施設の定員等についての委員からの質問に対し, 事務担当者が回答した。

(2) 補導委託先の開拓, 無職少年に対する就労支援について, 委員から次

のような意見が述べられた。

(○印：委員発言，◇印：事務担当者発言。)

- 近くにある施設では，少年に農作業をさせているが，いちご栽培の技術指導等もっと高度な技術を身につけさせるべきではないか。また，非行を起こした少年は，人間関係の中で立ち直るのは大変かもしれないが，作物との関係ならうまくいくということもあるのではないか。
- 資格がないと就労の機会は少ないと思う。その少年に合った資格を取れるようにする方法で更生させることはできないか。技術指導に国のお金をかけることはできないのか。
- ◇ 少年院でもプログラムを練って指導しているが，職業については種類が限られてしまうのが現状である。資格に結びつくようなシステムがとりにくい状態にある。少年の能力も様々で，適性や嗜好もあり，喜連川少年院のようにハローワークが早い段階から関与している例など，工夫はしているが難しい点が多い。
- 農業を補導委託先に取り入れることはどうか。農家以外でも農地が借りられるようになったので，農場経営も考えられるのではないか。
- 就労を少年に可能性を持ってもらうための教育の機会を与えるものとして，行政がサポートする仕組み作りができないか。
- 手段としての就労もあるので，まず更生するために仕事を見つける，仕事を見つけることで目的を得る。卵が先か鶏が先かだが。
- 少年の育成には家庭の担う部分もある。子を授からなくて子育てをしたいと思っている人は世の中には沢山いると思うので，里親委託制度というのを考えてはどうか。
- 少年は何をしたいのか，何になりたいのかを決め切れていない，そういう目で見えてあげる人が必要だ。
- 県内の補導委託先はいつごろ開拓したのかわからないが，シンポジ

ウムのような場に家裁調査官が参加し宣伝して、一般の人にも制度の理解をしてもらって、協力者を増やしていくという地道な方向しかないと思う。成人の矯正教育は知っていても、一般の人は全然知らない制度だから。

○ どのような形で一般の人の理解をはかるかが問題であるが、いろいろな方法で宣伝されたらどうかと思う。

◇ いただいた御意見を踏まえて、検討したい。

(3) 次回静岡家庭裁判所委員会における意見交換のテーマについて

前回に引き続いての少年事件関係のテーマは、ひとまず今回で終了とし、次回は「成年後見制度、特に申立手続の効果的な案内や広報の在り方」を意見交換のテーマとすることとなった。

5 次回期日

平成22年11月30日(火)午後2時

以 上